

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2328号及び第2329号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第2328号では、横浜市長が行った非開示決定は妥当ではなく、別の文書を対象行政文書として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきであると判断しています。

答申第2329号では、横浜市長が行った個人情報開示決定は妥当ではなく、対象行政文書をさらに特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきであると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「横浜市外国人意識調査（平成25年7月実施）の調査票（回答者1,505人分）」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2328号】

- (2) 「平成28年度2月分生活保護費代理受領金領収書 本人分（平成29年2月の生活保護費の金額のわかる書類）」の個人情報開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2329号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2328	平成30年10月10日	平成30年10月26日	平成31年1月28日	平成31年2月22日	個人	横浜市長
2329	平成31年3月5日	平成31年3月19日	平成31年4月16日	令和元年5月15日	個人	横浜市長

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 （対象保有個人情報）	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2328	「横浜市外国人意識調査（平成25年7月実施）の調査票（回答者1,505人分）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>非開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号に該当</p> <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）</p>	「H25 外国人意識調査基データ」を対象行政文書として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべき。

答申 番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由 (概要)	審査会 の結論
		情報公開条例第7条第2項第6号に該当 (開示することにより今後、横浜市が実施する外国人意識調査等の調査研究に関する事務への協力が得られなくなるなど、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)	
2329	「平成28年度2月分生活保護費代理受領金領収書 本人分」(以下「本件保有個人情報」という。)	個人情報開示 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という)第25条第1項に基づき全部を開示 (本件保有個人情報を特定して行った開示決定について、他にも保有個人情報があるはずであるという趣旨で審査請求が提起されたもの。)	審査請求人に係る平成29年1月20日付保護決定通知書及び同年2月6日付保護決定通知書並びに審査請求人に係る平成29年2月2日分の集合命令金額債権者表についても審査請求人の保有個人情報として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべき

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2328	<p>《横浜市外国人意識調査について》</p> <p>ア 横浜市では、平成19年3月に「ヨコハマ国際まちづくり指針」を策定し、市内に在住する外国人(以下「市内在住外国人」という。)と地域社会が共に暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、市内在住外国人の活躍促進を含めた多様な視点での多文化共生を進めている。なお、横浜市内の外国人人口は平成31年4月末に10万人を超え、さらなる増加が見込まれている。</p> <p>イ こうした中で、市内在住外国人の生活意識やニーズを把握し、多文化共生推進等の施策運営や政策立案の基礎資料として活用することを目的に、実施機関は、平成21年度、平成25年度及び令和元年度に横浜市外国人意識調査を実施している。</p> <p>ウ 平成25年度横浜市外国人意識調査(以下「本件調査」という。)は、政策局国際政策室国際政策課(現在の国際局国際政策部政策総務課)が平成25年7月に郵送によるアンケート形式で実施したものであり、調査の実施は民間事業者に業務委託している。本件調査の調査票は、問1から問49までの質問項目で構成されており、問1から問48までは基本的に各質問に対する回答に該当する番号を選択する形式(「その他」を選択した場合に具体的内容の記載を求める質問もある。)であり、問49は選択式ではなく自由記載となっている。</p> <p>また、本件調査の調査票は、日本語版のほかに英語版、中国語版、ハングル版、スペイン語版及びポルトガル語版が存在する。</p> <p>調査結果は「平成25年度 横浜市外国人意識調査 調査結果報告書」(以下「本件報告書」という。)としてまとめられ、平成26年3月に公表されている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件審査請求文書は、本件調査の回答者(1,505人)が提出した紙の調査票である。調査票には、回答者の自筆の回答内容が記載されている。</p> <p>イ 実施機関は、条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして、本件審査請求文書</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2328</p>	<p>の全部を非開示としている。</p> <p>《本件審査請求文書の特定について》</p> <p>ア 審査請求人は、本件開示請求書の開示請求に係る行政文書の名称又は内容の欄に「横浜市外国人意識調査（平成25年7月実施）の回答者1,505人分の個票データ」と記載している。</p> <p>当審査会において「個票データ」がどのようなものを示すのかをインターネット等により検索したところ、アンケート調査等で使用した個々人の回答結果を一覧表の形式としてまとめ、個人が特定されないように加工するなどした集計の元となるデータを「個票データ」と呼んでいる例が複数確認できた。したがって、一般に、「個票データ」とは、回答結果を一覧表の形式にまとめた集計の元となるデータを指すものと考えられる。</p> <p>これに対し、実施機関は、本件調査で回答者が提出した紙の調査票そのものである本件審査請求文書を特定しているため、この点について当審査会で令和2年7月8日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 開示請求当時は、「個票データ」とは、本件審査請求文書であると思い込んでいたため、「個票データ」とはどのようなものなのかという検討をすることなく手続を進めてしまった。</p> <p>(イ) 「個票データ」とは本件審査請求文書ではなく、集計の元となるデータなのではないかという審査会の指摘を受けて、改めて確認したところ、本件審査請求文書の各調査票の間1から間48までにおいて回答者が選択した番号を入力しExcel形式で一覧表の形式にしてまとめた「H25外国人意識調査基データ」（以下「基データ」という。）を保有していることがわかった。</p> <p>(ウ) 現時点では、本件調査における「個票データ」とは、基データであると認識している。</p> <p>(エ) 基データは、調査の実施を委託した事業者が本件報告書を作成するための中間成果物として作成したものであり、本件報告書と一緒に実施機関に納品されている。しかしながら、実施機関において基データを使用して事務を行うことはなく、その存在についての認識が欠けていた。</p> <p>(オ) 開示請求時に「個票データ」とはどのようなものなのかという検討をしていれば、基データの存在に気付いたはずであるが、それができなかった。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 「・・・氏名、住所、マイナンバー番号が本件請求文書の個票データに含まれていた場合でも、氏名、住所、マイナンバー番号だけを削除することで足りることを意味している。・・・」という審査請求書の記載からも、審査請求人は、本件開示請求において、「個票データ」という記載によって回答結果を一覧表の形式にまとめた集計の元となるデータを求めていたと考えられる。また、開示請求書の備考欄にも「電磁的記録での提供を希望」と記載しており、少なくとも回答者1,505人分の紙の調査票を請求していたとは考えられない。</p> <p>なお、本件処分は本件審査請求文書全体を非開示とする決定であるため、審査請求人は本件審査請求文書を閲覧しておらず、本件審査請求文書が紙の調査票であることを認識していないものと推測される。</p> <p>(イ) 「個票データ」が回答結果を一覧表の形式にまとめた集計の元となるデータを指すものとするれば、本件調査においては、基データが「個票データ」に該当するといふべきである。</p> <p>(ウ) そもそも、審査請求人は開示請求書において「個票データ」を請求し、電磁的記録による開示を希望しているにもかかわらず、実施機関はデータではなく紙の文書を特定することの不自然さについて何ら検討することなく、本件審査請求文書を特定しており、実施機関の文書の特定は不注意であったといわざるを得ない。</p> <p>(エ) これらの点を踏まえれば、実施機関が本件開示請求に対し、本件審査請求文書を特定したことは妥当ではなく、基データを特定すべきであった。</p>

答申 番号	判断の要旨
2328	<p>(オ) なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書において本件審査請求文書の非開示理由の妥当性について主張するが、本件処分は非開示理由の妥当性について検討するまでもなく取り消されるべきであることから、本答申では、この点については検討しない。</p> <p>また、審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>《その他》 取消し後の新たな処分にあたっては、紙の文書とデータという媒体の違いを十分に考慮し、慎重に検討することを望むものである。</p>
2329	<p>《生活保護費支給に係る事務について》</p> <p>ア 生活保護費は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づき、生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて、厚生労働大臣の定める基準により算定し、支給されるものである。</p> <p>イ 横浜市では、横浜市福祉保健センター長委任規則（平成13年12月横浜市規則第111号）を定め、法による保護の決定及び実施に関する事務を各区の福祉保健センター長に委任しており、生活保護費の支給金額は、生活保護法施行細則（昭和31年10月横浜市規則第79号）第4条第1項で定める保護決定通知書により、各区の福祉保健センター長が受給者に通知する。</p> <p>ウ 生活保護費は、口座振込、窓口払い又は現金送金のいずれかの方法で受給者に支給する。</p> <p>窓口払いの受給者のうち、指定された日時に窓口で受け取ることが困難な場合は、受給者が福祉保健センターの生活支援課事務係長を代理人と定め、その代理人に生活保護費を受給する権限を委任することができる。その場合、委任状を実施機関に提出することになる。これにより、代理人が一旦生活保護費を受領し、受給者の都合のよい日時に、ケースワーカーが受給者に生活保護費を支給する処理をしている（この処理を以下「代理受領による支給」という。）。ケースワーカーが生活保護費を支給する際、受給者から生活保護費を受給したことの証として生活保護費代理受領金領収書を受領している。</p> <p>窓口払いの際は、集合命令金額債権者表によって生活保護費支給の管理をしている。当該文書では、受給者ごとに、領収金額、内訳、領収年月日等が記載され、受給者に領収の押印をしてもらうことで、支給の確認をしている。ただし、代理受領の場合には、領収印欄には代理受領する職員が代理受領する際に押印をすることになる。</p> <p>エ 代理受領による支給については、横浜市福祉保健センター生活保護関連現金等取扱要領（平成6年8月1日福保第244号。以下「要領」という。）に基づいて事務を行っている。</p> <p>現金等の入出金については、課長・係長の承認を得る必要がある（要領第3条）、代理受領金の出金処理を行い、支給する場合は受給者から領収（受領）書を徴取する旨が規定されている（要領第4条第3項第2号）。</p> <p>当該領収書は受給者が生活保護費を受領したことを証明するものであるため、受給した年月日と金額が記載されたものに、受給者が押印をすることになる。</p> <p>当該領収書のタイトルが生活保護費代理受領金領収書である。この領収書のタイトルや様式等については、現金取扱マニュアル（平成29年1月改訂版）に記載されている。</p> <p>なお、実施機関は、代理受領による支給の際は、ケースワーカーが代理受領金をどのように処理したか記載する書類として委任状払い扶助費（代理受領金）確認簿兼管理簿を作成し、また、事務係が代理受領金をケースワーカーに渡し、ケースワーカーから領収書を回収したことをチェックするための書類（以下「チェックシート」という。）を作成しているが、これらは、進捗管理や点検のためのものであり、管理終了後に廃棄している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>個人情報本人開示請求書の記載から、本件本人開示請求の対象保有個人情報は、審査請求人に係る平成29年2月の生活保護費の金額を証明する文書であると解される。</p> <p>実施機関は、対象となりうる保有個人情報としては、保護決定通知書、生活保護費代理受</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2329</p>	<p>領金領収書が存在するが、①保護決定通知書については、平成29年1月20日付で審査請求人に通知しており、審査請求人も同決定通知書を保有していると考えられること、②過去に複数回同様の開示請求があり、生活保護費代理受領金領収書を特定し開示していることから、本件についても生活保護費代理受領金領収書のみを対象保有個人情報として特定し、開示している。</p> <p>《本件保有個人情報の特定の妥当性について》</p> <p>ア 本件保有個人情報について、当審査会で令和2年8月26日に実施機関から事情聴取を行ったほか、不明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 個人情報本人開示請求書の記載からは、一般的には保護決定通知書も特定するところだが、本件については、保護決定通知書は何度も写しを交付しており、また、過去に複数回平成29年2月の特定日に審査請求人が受領した生活保護費の金額が分かるものを求める開示請求があり、その際に生活保護費代理受領金領収書を特定していたため、今回もその時と同様の開示請求と解し、本件保有個人情報のみを特定した。</p> <p>(イ) 生活保護費を支給したことを横浜市として証明する文書はない。</p> <p>(ウ) 生活保護費を支給したことを確認する書類としては、集合命令金額債権者表があるが、本件では、代理受領による支給のため、集合命令金額債権者表の領収印欄は受給者の押印ではなく代理受領した係長の押印となっているため、特定しなかった。</p> <p>(エ) 本件に係る委任状払い扶助費（代理受領金）確認簿兼管理簿及びチェックシートは保存されていない。</p> <p>(オ) 生活保護の廃止等があったため、平成29年2月の最終的な生活保護費は、0円である。</p> <p>(カ) 平成29年2月の生活保護費の額が0円であることは、平成29年2月6日付保護決定通知書において、金額がマイナス表記されており、当初決定された金額が全て戻入される内容に変更されていることから確認できる。</p> <p>(キ) 生活保護の決定は区の福祉保健センター長の委任事務であり、保護決定通知書に市長印を押印することはない。</p> <p>(ク) 審査請求人の指摘する生活保護費支配証明書という文書については、作成し、又は取得しておらず、保有していない。なお、生活保護受給証明書という文書はあるが、受給者からの申請によって、生活保護の受給期間等を証明するものであるところ、審査請求人からの申請はないため、作成していない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 実施機関は、対象保有個人情報は、平成29年2月に審査請求人が受領した生活保護費の金額が分かる書類であると解釈し、生活保護費代理受領金領収書のみを本件保有個人情報として特定し、開示している。</p> <p>当審査会において、審査請求人に係る平成29年1月20日付の保護決定通知書（以下「1月20日付決定通知書」という。）及び本件保有個人情報を見分したところ、当該決定通知書は、平成29年2月分の保護費の支給について決定した内容を通知するものであり、また、本件保有個人情報は、当該決定通知書で決定された支給額について、受給者である審査請求人の領収印が押印された領収書であることが確認できた。なお、領収書の領収年月日は日付印で記載されているところ、一見すると日の記載が欠けているように見えるが、よく見ると領収印と重ねて印字された日の記載を判読することができた。また、当該決定通知書で決定された支給日と本件保有個人情報に記載されている領収年月日は異なっていたが、これは、代理受領による支給が行われたためである。</p> <p>したがって、実施機関が、当該領収書を本件保有個人情報として特定したことは妥当といえる。</p> <p>なお、審査請求人は、平成28年2月には生活保護を受けていないので、平成28年度2月分生活保護費代理受領金領収書があるはずがないと主張するが、平成28年度2月分という表記は、平成29年2月のことであるため、特定に問題はない。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2329</p>	<p>また、生活保護費代理受領金領収書とは、生活保護受給者本人が窓口払いの窓口に並ぶのが困難な場合に、代理人を立て、生活保護費を受領する領収書であるため、受給者本人の押印ではおかしいとも主張しているが、上記《生活保護費支給に係る事務について》エのとおり、当該領収書は受給者が生活保護費を受領したことを証明するものであり、受給者が押印をする書類である。代理人が受領したことについては、下記(イ)のとおり、集合命令金額債権者表への押印によって確認する仕組みとなっている。</p> <p>(イ) 次に、審査請求人は、過去に複数回、同様の開示請求をしているにもかかわらず、改めて本件本人開示請求をしている。このことについて、実施機関は、過去に複数回同様の開示請求があり、生活保護費代理受領金領収書を特定し開示していることから、本件についても生活保護費代理受領金領収書のみを対象保有個人情報として特定したと説明している。</p> <p>しかし、当審査会において過去複数回の個人情報本人開示請求書を見分したところ、具体的な日付や支給額を記載したうえでの開示請求であり、特定日における実際の支給額が分かる書類を請求していることが明らかである。これに対して、本件本人開示請求に係る個人情報本人開示請求書には、「平成29年2月の生活保護費の金額」と記載されており、具体的な日付や支給額は記載されていないという違いがあることが確認できた。</p> <p>そのため、過去の本人開示請求と本件本人開示請求を簡単に同様の趣旨の請求とみることはできないと解される。</p> <p>そこで、他にも特定すべき対象保有個人情報がないかを以下検討する。</p> <p>(ウ) 実施機関の説明によれば、代理受領の際には、代理受領した職員が集合命令金額債権者表に押印をすることである。そこで、当審査会において、1月20日付決定通知書と併せて審査請求人に係る平成29年2月2日分の集合命令金額債権者表及び審査請求人が実施機関に提出している平成28年7月21日付委任状を見分したところ、審査請求人の生活保護費については、1月20日付決定通知書で通知された支給額を、当該決定通知書で通知された支給日に受任者である職員が代理受領していることが確認できた。</p> <p>したがって、これらの文書も代理受領による支給によって、平成29年2月に支給された生活保護費の金額を裏付ける資料であるということができ、1月20日付決定通知書及び当該集合命令金額債権者表についても、対象保有個人情報として特定すべきである。</p> <p>なお、実施機関は、保護決定通知書については、平成29年1月20日付で審査請求人に通知しており、審査請求人も同決定通知書を保有していると考えられることから、対象保有個人情報として特定しなかったとのことであるが、審査請求人が保有しているからといって実施機関の判断で対象保有個人情報から除外してしまうのは、妥当ではない。</p> <p>その他、本件に係る委任状払い扶助費（代理受領金）確認簿兼管理簿及びチェックシートについては、保存されていないとする実施機関の説明に不合理な点はない。</p> <p>(エ) また、個人情報本人開示請求書の記載からは、対象保有個人情報は、平成29年2月に審査請求人に支給された生活保護費の金額を証明する文書に限定されておらず、最終的に決定された2月の生活保護費の金額を証明する文書を求めているようにも解釈できる。</p> <p>そこで、当審査会において、審査請求人に係る平成29年2月6日付の保護決定通知書（以下「2月6日付決定通知書」という。）を見分したところ、審査請求人は、同月3日に生活保護の対象から外れており、その結果、平成29年2月の最終的な生活保護費は、1月20日付決定通知書の金額から変更され、0円となっていることが確認できた。</p> <p>そうであれば、平成29年2月の生活保護費を最終的に決定している2月6日付決定通知書についても、対象保有個人情報と特定すべきである。</p> <p>なお、保護決定通知書には市長印が押印されていないのは、上記《生活保護費支給に係る事務について》イで記載したとおり、福祉保健センター長に委任されているためである。</p> <p>(オ) 審査請求人は、生活保護費支配証明書も対象となる旨主張している。</p> <p>この点については、生活保護費支配証明書に心当たりはなく、保有していないという</p>

答申 番号	判断の要旨
2329	<p>実施機関の説明に不合理な点はなく、文書の存在を推認させる事情も見当たらない。また、生活保護受給証明書という文書はあるが、受給者からの申請によって、保護の受給期間等を証明するものであるところ、そもそも審査請求人からの申請はないため、作成していないという実施機関の説明にも不合理な点はない。</p> <p>ウ 以上のことから、実施機関が本件保有個人情報のみを特定したことは妥当でなく、1月20日付決定通知書及び2月6日付決定通知書並びに審査請求人に係る平成29年2月2日分の集合命令金額債権者表についても、対象保有個人情報として特定すべきであった。</p> <p>《その他》</p> <p>審査請求人は、本件保有個人情報について、横浜市長印がないことや取扱者印や日付が不明であることから、偽造された文書である旨を主張している。</p> <p>この主張は、文書の開示非開示の判断に対する疑問というよりは、文書に記載されている内容に関する疑問の表れである可能性がある。例えば、本件保有個人情報のタイトルにしても、受給者が生活保護費を受領した領収書であることが分かりにくく、それが、受給者の誤解を招く要因の一つにもなっているようにも思われる。実施機関においては、単に情報の開示、非開示の判断をするのみでなく、文書の意味や記載されている内容について、可能な限り丁寧な説明と対応を行い、審査請求人の理解を得られるよう努められることを希望するものである。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR2.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号から第5号まで省略）

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務

- 又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

横浜市個人情報の保護に関する条例

(本人開示請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第2項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

(第2項省略)

お問合せ先
市民局市民情報課長 小澤 将之 Tel 045-671-3881